



八代地城市町村

合併協議会だより

発行所：八代地城市町村合併協議会会長 中島浩利
編集：八代地城市町村合併協議会事務局

平成16年6月1日 第19号



～ 本のある暮らしをあなたの図書館で ～ せんちょう図書館が開館！

4月1日、千丁町に初の図書館「せんちょう図書館」がオープンしました。
館内には一読書コーナーをはじめとして、書籍のおぼろげ本コーナー、多彩なラインナップのビデオやDVD・インターネットが楽しめる読書パソコンコーナーなどの楽しい設備が充実しています。
また、築費総額3万円、うち児童書が約4割を占める構成となっており、お子様連れの方へゆっくりと楽しめること間違いなしです。
ぜひ、「せんちょう図書館」であなただけのベストセラを創ってみませんか？

二村市案内
●開館時間
月・水・木・金 午前10時～午後5時
土・日 午前10時～午後5時
●休館日
毎週火曜日・休日 年中無休、毎月末日
特別休館期間
●貸出期間
児童：ひとりで読むまで 5日以内
A・V：ひとりで読むまで 5日以内
●貸出条件
八代郡内に居住されている方又は、
八代郡内に通勤・通学されている方
●せんちょう図書館
千丁小学校内
TEL0985-44-1901
FAX0985-44-1902

八代8町8市町村の人口
男 66,751人 (-38人)
女 74,428人 (-11人)
合計 140,180人 (-47人)
世帯数 48,303件 (-417件)
中世帯別人口世帯数(世帯数)：1世帯別世帯



協議会では、合併協議会の協議経過や、市町村合併協議会決定に向けた取り組みなどについて、関係市区の方々にわかりやすくお知らせし、合併への関心を高めることを目的として、各校にビデオを贈呈しました。
タイトルを『みんなで創る! 新やつしる物語』と合併DVDとする際の活動を通して、八代地域の十校二十名の中学生に、合併に向けての疑問点を解消していく隊員として

市町村合併啓発ビデオ完成!!
出演中学生の活躍を学校やグループなどでご覧下さい!

5月 協議会日誌	
6日	第1回協議会
7日	第2回協議会
10日	第3回協議会
11日	第4回協議会
12日	第5回協議会
13日	第6回協議会
14日	第7回協議会
15日	第8回協議会
16日	第9回協議会
17日	第10回協議会
18日	第11回協議会
19日	第12回協議会
20日	第13回協議会
21日	第14回協議会
22日	第15回協議会
23日	第16回協議会
24日	第17回協議会
25日	第18回協議会
26日	第19回協議会
27日	第20回協議会
28日	第21回協議会
29日	第22回協議会
30日	第23回協議会
31日	第24回協議会
31日	第25回協議会



▲ビデオ映像の一部

出演していただいた子供からお年寄り、すべての方々にわかりやすく見届けられるように文字スーパーなどを盛り、二十分以内に取りまとの完成品が出来ました。
ビデオの完成を受け、出演してもらった中学生を対象として、五月二十三日には試写会を実施しました。
今後、このビデオは、市町村の住民説明会などで活用していくことと、一紙貸出もいたしますので、皆さんも学校やグループなどで是非一度ご覧になって下さい。
ビデオの貸出は合併事務局及び各市町村担当課までお問い合わせて下さい。

●合併に関する問い合わせは

八代地城市町村合併協議会事務局
0985-4524

敷島通八代南町140番地(八代駅前南町)
TEL 0985-31-1111(代表)0985-31-3331(課内)
FAX 0985-31-0228
Eメール: g161111@popo.falco.ocn.ne.jp
URL: http://www.falco.net

八代地城市町村合併協議会
八代市 0985-31-4545
本町 0985-41-0271
千丁町 0985-41-1111
錦町 0985-42-1111
東陽町 0985-40-1111
基町 0985-41-1111

第18・19・20回 合併協議会

期日 ●平成16年5月27日(水)
八代市ホワイトパレス
午後2時30分
●平成16年6月8日(火)
平成16年6月22日(水)
青八代総合庁舎5階大会議室
午後1時30分
※協議会は22日まで先着順となります。

エフエムやつしろ

FM76.2MHz
放送中
毎週火曜日 午前9時30分より
毎週金曜日 午後0時50分頃

第17回合併協議会

4月27日(火) 新本郷/代総合庁舎

『議会議員の取扱い』再度持ち越し



▲協議会出席者

協議事項

協議第十一号「議院協議」

議会議員の定数及び任期の取扱いについて

前回の協議会にて四十人の定数特例で選挙区なしが承認されましたが、一旦各市町村に持ち帰って協議する事になりました。

■各市町村の協議状況

【八代市】

具体的な定数については財政後に固わる重要な問題であり、持ち帰って協議に検討したい。

【本庄村】

選挙区ありの「四十人選挙区なし」

【丁町】

「三十人の原則選挙区で選挙区は設けしない」

【高町】

提案どおりの「四十人選挙区なし」

【湯村】

「選挙区を設置し配分定数は一人を希望するが、再度持ち帰って協議したい」

【赤村】

「一旦として選挙区設け」を要望する。八代選挙区から二つの村に一つは

四十人も三十四人も変わらないという意見もある。

■議員による主な意見交換

●選挙区について

「先日本論されたあきぎり町選挙区では、比較的人口の少ないところが多数当選している。」「新市の一体性が確立するまでの一期間中間は選挙区を設置し、旧町村から種実に議員が出る状況を望む。」「選挙区がない方が複数の議員を出すことのできる」などの意見が出されました。

●定数について

「財政が苦しい時代であり、選挙区を設置しないならば「三十四人」が良いのではないかと、「四十二人」や「四十人」という数も相当苦勞しながら出した結果である」などの意見が出されました。

●再協議結果を持ち帰り

最後に中島会長から、「各市町村の状況や本日出た意見を持ち帰って、各市町村で議論して頂き、次回以降「選挙区の有無」と定数は三十四人が「四十人」という点について、十分議論を深めて一本化したい」とのまとめがなされました。

協議第十二号「再協議」

地域審議会の設置について

地域審議会については、八市町村の協議会で設置することは確認されていますが、今回は、設置することに加えて、具体的な組織や役割などについて再協議されました。

また、地域審議会を活用しながら、八代地域にふさわしい分権型社会システムの確立を検討していることについても併せて説明がありました。

委員からは、「提案された地域審議会よりも、現在国会で検討されている合併特例法の方がいいのではないか。」「これまで十分検討・研究された結果、地域審議会を提案された経緯はわかるが、「地域自治区」や「合併特別区」についても協議中に資料を提出してほしい」などの意見が出されました。

これらの意見を受け、次回協議会までに追加資料を配布し、それを基に各市町村で検討した結果を持ち寄ることになりました。

経緯

【選挙区について】協議経緯

「合併した後の選挙区をどうするか」は合併協議の重要な課題の一つです。協議会では、各市町村の意見を踏まえ、可能な限り、選挙区なしを希望するが、再度持ち帰って協議することになりました。

【定数】

「合併した後の定数はどのくらいか」も重要な課題の一つです。協議会では、各市町村の意見を踏まえ、可能な限り、四十人を希望するが、再度持ち帰って協議することになりました。

【議員】

「合併した後の議員の取扱い」も重要な課題の一つです。協議会では、各市町村の意見を踏まえ、可能な限り、議員の取扱いについて協議することになりました。

★企画部会で調査研究中の『八代地域分権型社会システムの確立』について★

○地域審議会の活用

地域の公的課題を地域審議会という諮問機関による公式のルートで市長に意見を届ける。

これによって、それぞれの地域の実情に応じた施策の展開が可能になる。

向き合えないが、合併の阻害要因に対応するために設けられた制度であるため、市長は苦中や意見を尊重することが望ましい。

「地域審議会の設置について」提案

○新たな住民自治機能の確立

地域の課題は、住民自身が考え行動することが望ましい。住民と行政の役割分担の観点から、地域課題に取り組み、パートナーシップの確立を目指す。

地域審議会を活用して、地域課題に取り組み、市民が、地域の課題に地域で解決していくように分権を進めていく。

○本庁・支所等の役割分業及び支所等の拡充

分権社会に対応するため、庁内分権を積極的に進め、「地域の課題は地域で解決する」本庁・支所等機能体制を拡充させる。

○電子自治体の推進

電子自治体の推進によって、家計負担が軽減されることがある。

合併により「住民と行政の距離が大きくなる」、「住民の意見が反映されない」といった不安の声があります。それらを払拭するには、上に挙げ「3つの柱」を活用することにより、合併への不安解消や分権社会に対応した地域づくりを行い、力強い寄与に果たした新市を想像していきましょう。

合併後の組織のイメージ



事務機構及び組織の取扱いについて

協議会第三十六号(新規提案)
 ・合併後の組織・業務機構のイメージ
 ・合併後の基本方針や方向性を明らかにし、合併後の組織・業務機構のイメージを協議会に提出し、協議会がこれを承認する。また、協議会がこれを承認した上で、合併後の組織・業務機構のイメージを協議会に提出し、協議会がこれを承認する。また、協議会がこれを承認した上で、合併後の組織・業務機構のイメージを協議会に提出し、協議会がこれを承認する。

新市としての組織のあり方を具体的に示すことにより、具体的な業務分担や役割分担を明確にし、合併後の組織・業務機構のイメージを協議会に提出し、協議会がこれを承認する。また、協議会がこれを承認した上で、合併後の組織・業務機構のイメージを協議会に提出し、協議会がこれを承認する。また、協議会がこれを承認した上で、合併後の組織・業務機構のイメージを協議会に提出し、協議会がこれを承認する。

段階的整備のイメージ



組織の段階的整備

第1期(暫定期間) 協議会が組織のあり方を示し、協議会がこれを承認する。また、協議会がこれを承認した上で、合併後の組織・業務機構のイメージを協議会に提出し、協議会がこれを承認する。また、協議会がこれを承認した上で、合併後の組織・業務機構のイメージを協議会に提出し、協議会がこれを承認する。

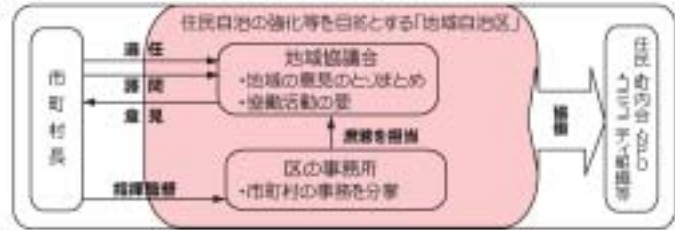
協議会第三十六号(新規提案)

町・字の区域及び名称の取扱いについて

合併後の住所の表示や町・字の区域を定める基本方針について提案があり、協議会がこれを承認する。また、協議会がこれを承認した上で、合併後の組織・業務機構のイメージを協議会に提出し、協議会がこれを承認する。また、協議会がこれを承認した上で、合併後の組織・業務機構のイメージを協議会に提出し、協議会がこれを承認する。

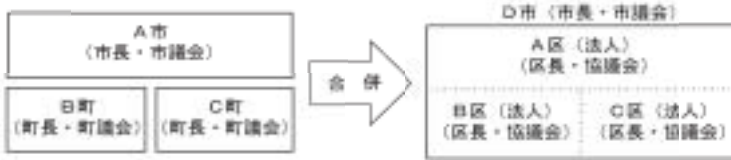
(参考)現在の国会で審議中の2つの新たな自治制度について

▼「地域自治区」のイメージ▼



住民自治の強化等を期する観点から、市町村内の一定の区域を単位とする「地域自治区」を市町村の制新により設置することができる。【地方自治法改正案に規定】

■「合併特別区」のイメージ■



- 合併特別区の事務と予算
 - ・公の施設の管理、地域振興、イベント開催、まちおこしなどは従来に同様な業務を担う。
 - ・合併特別区の予算は、運営について必要と認める予算を都市から財源確保。
- 合併特別区と支所の関係
 - ・合併特別区の事務内容は、新市の支所内に設置し、事務は支所の職員が兼任して行う。
 - ・新市長は、重要事項については、あらかじめ合併特別区の意見を聴取しなければならない。
- 合併特別区と地域協議会
 - ・地域協議会は新市長の諮問に応じて審議又は必要と認める事項について意見を述べるに止まるが、合併特別区は議入格をもち、議決により一定の都市の事務を合併特別区協議会と連携して区域事務管理を行う。

協議事項

協議会第三十六号(新規提案) 町・字の区域及び名称の取扱いについて

協議会第三十六号(新規提案)

町・字の区域及び名称の取扱いについて

合併後の住所の表示や町・字の区域を定める基本方針について提案があり、協議会がこれを承認する。また、協議会がこれを承認した上で、合併後の組織・業務機構のイメージを協議会に提出し、協議会がこれを承認する。また、協議会がこれを承認した上で、合併後の組織・業務機構のイメージを協議会に提出し、協議会がこれを承認する。

新『八代市』の市章のデザインを募集します!!

平成17年8月1日、八代市・坂本村・千丁町・鏡町・東陽村・泉村の6市町村が合併し、新しい『八代市』が誕生します。
 新しい『八代市』では山から海までの『豊かな実り』、産業と交通の『高い拠点性』、『人と地域が主役のまち』等が重なり合い、県南、そして九州の『交流拠点都市』づくりを目指していきます。
 そこでこの度、新しい『八代市』をイメージし、新市の将来像にふさわしい『市章』を募集します。

募集期間：6月1日～7月30日

- 募集する市章●**
- (1) 新しい『八代市』の将来像にふさわしく、市旗、バッジ、印刷物等に使用できるデザインとします。
 - (2) 用紙の地色を含め4色以内とし、グラデーション(ぼかし、濃淡の段階的な変化)は不可とします。
 - (3) 自作の未発表作品とします。

- 応募資格・募集方法●**
 どなたでも、何点でも応募できます。
- (1) 応募用紙又は縦横15センチメートルの枠を書いたA4白色縦長用紙で、応募用紙1枚につき1作品とします。なお、枠外に天地(上下)を明示して下さい。
 ※応募用紙は、八代地域市町村合併協議会事務局及び各市町村合併担当課にあります。
 - (2) 「住所」「氏名(ふりがな)」「年齢」「性別」「電話番号」「職業(学校名)」「デザインの趣旨」を指定箇所又は作品の裏面に記載して下さい。
 - (3) 持参又は封書による郵送のみとします。なお、郵送の際は、デザイン部分が折れ曲がらないようにして下さい。

●選定方法●
 八代地域市町村合併協議会「新市の市章選定小委員会」において採用候補作品を選考し、合併協議会において決定します。

●賞金●
 採用作品及び候補作品応募者に次の賞を贈呈します。
 (1) 採用作品(1点) 応募者 最優秀賞(賞金30万円)
 (2) 候補作品(4点以内) 応募者 優秀賞(賞金2万円)

●著作権等●
 著作権等の取扱いについては、次のとおりとします。
 (1) 採用作品に関する一切の権利は八代地域市町村合併協議会及び合併後の八代市に帰属します。
 (2) 応募作品は返却しません。(3) 採用作品は補作や修正をする場合があります。
 (4) 採用作品はモノクロで利用する場合があります。

■現在の市町村章■ **●お問い合わせ先●**
 協議会だより最終ページに記載してあります。

八代市	坂本村	千丁町	鏡町	東陽村	泉村

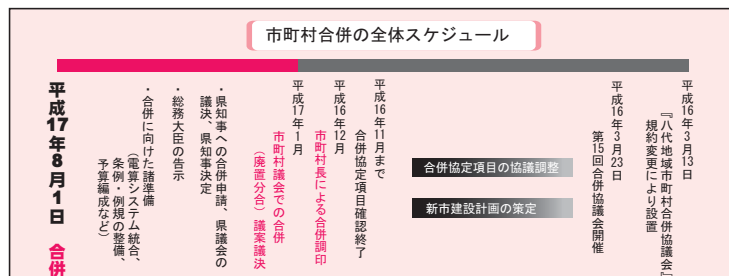
協議事項

協議第三十七号(新規提案)

八代地域市町村合併の全体スケジュールの変更について



六市町村での合併協議会がスタートし、合併期日が「平成十七年八月一日」と確認されたことを受け、全体スケジュールの変更が提案され、全会一致で確認されました。
 今後は、合併協定四十八項目全てについて平成十六年十一月までに確認を終了し、平成十六年十二月合併調印、平成十七年一月に市町村議会で合併(廃置分合)議案議決を目指すこととなります。



▲社会福祉協議会合併協議会

八代地域では、八市町村の社会福祉協議会で、平成十五年六月二十四日に「八代地域市町村社会福祉協議会合併協議会」を設置し、市町村合併の動きに合わせて、社会福祉協議会の統合に向けて協議されていましたが、竜北・宮原両町の離脱表明を受け協議を休止していました。
 平成十六年三月に六市町村で規約変更方式により市町村合併協議会が

設立され、協議が再開されたことを受け、社会福祉協議会合併協議会でも規約変更方式により合併協議会を設立されました。
 四月二十七日に再開された第五回協議会では、協議会規約等の一部改正、事業計画及び予算、合併の方式、「合併期日」などが提案・確認されました。
 今後は、社会福祉協議会の統合を目指して、財産及び債務の取扱い、組織機構の取扱い、福祉サービスに関するなどが話し合われます。
 なお、社会福祉法では、一つの市町村に一つの社会福祉協議会を設置することとされているため、八代地域市町村合併協議会では、四月十三日の第十六回合併協議会において「社会福祉協議会の取扱いについては、それぞれの事情を尊重しながら、統合に向けて調整する」との確認がされています。

市町村社会福祉協議会も6市町村で合併協議を再スタート!